



# 島根県報

令和5年3月31日（金）

号外第45号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

### 【規 則】

行政権限委任規則の一部を改正する規則	(人 事 課)	3
島根県事務決裁規則の一部を改正する規則	(     "     )	5
島根県行政組織規則の一部を改正する規則	(     "     )	12

## 公布された条例等のあらまし

### ◇行政権限委任規則の一部を改正する規則（規則第32号）

#### 1 規則の概要

- (1) 知事の権限に属する次の権限を新たに地方機関の長に委任することとした。

##### ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく次の権限

- (ア) 新型インフルエンザ等感染症に係る検体又は病原体の受理並びに検査の実施及び検査結果の報告  
 (イ) 新型インフルエンザ等感染症の患者の退院等に係る感染症指定医療機関からの届出の受理  
 (ウ) 新感染症に係る検体又は病原体の受理並びに検査の実施及び検査結果の報告  
 (エ) 新感染症の所見がある者の退院等に係る感染症指定医療機関からの届出の受理

##### イ 浄化槽法に基づく次の権限

- (ア) 市町村が設置する浄化槽に係る設置計画及び変更計画の協議を受けること。  
 (イ) 特定既存単独処理浄化槽についての助言又は指導、勧告及び措置命令

##### ウ 電気事業法に基づく次の権限

- (ア) 事業用電気工作物の保安規程を変更し、主務大臣に届出をすること。  
 (イ) 主務大臣に事業用電気工作物の工事の計画及びその変更の届出をすること。  
 (ウ) 主務大臣に事業用電気工作物が技術基準に適合することについての確認結果の届出をすること。

- (2) その他規定の整理

#### 2 施行期日

令和5年4月1日から施行することとした。

### ◇島根県事務決裁規則の一部を改正する規則（規則第33号）

#### 1 規則の概要

- (1) 令和5年度組織改正に伴う規定の整備

- (2) 次に掲げる事務は、部長が専決することができる事項とすることとした。（別表第2関係）

ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定により、厚生労働大臣に対し、新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するために必要な措置に関する総合調整の要請等を行うこと。

イ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定により、基礎調査の結果を関係のある市町村の長に通知すること及び土砂災害警戒区域等の指定について当該市町村の長の意見を聴くこと。

- (3) 次に掲げる事務は、地方機関の長が専決することができる事項とすることとした。（別表第5関係）

ア 島根県立ふるさとの森条例及び島根県立ふるさとの森条例施行規則の規定により、県民の森における制限行為の許可をすること及びその施設又は設備を損壊し、又は滅失した旨の届出を受理し、必要な指示をすること。

イ 島根県空港条例の規定により、空港の運用時間を変更すること。

- (4) その他法令改正又は事業の新設、廃止等に伴う所要の改正

#### 2 施行期日

令和5年4月1日から施行することとした。

### ◇島根県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第34号）

#### 1 規則の概要

- (1) 令和5年度組織改正を次のように行うこととした。

##### ア 本庁

部	課等	改正の概要

政策企画局	統計調査課	「統計利用推進室」を設置
総務部	総務課	「文書管理室」を改組し、「情報公開室」を設置
防災部	原子力安全対策課	「原子力立地対策室」を設置 「原子力環境センター」を地方機関化
環境生活部	スポーツ振興課	「競技力向上推進室」を設置 「国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会準備室」を「島根かみあり国スポ・全スポ準備室」に改称
農林水産部	農山漁村振興課	設置 「鳥獣対策室」を農林水産総務課から移管
	畜産課	設置 「家畜病性鑑定室」を農畜産課から移管
	農畜産課	業務を農山漁村振興課及び畜産課に移管し、廃止
商工労働部	産業振興課	「情報産業振興室」を改組し、「産業デジタル推進室」を設置

## イ 地方機関

部	事務所等	改正の概要
土木部	松江県土整備事務所	「松江北道路建設室」を設置

(2) 本庁に係制を導入することに伴う所要の改正

(3) その他所要の改正

## 2 施行期日

令和5年4月1日から施行することとした。

**規 則**

行政権限委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

**島根県規則第32号**

行政権限委任規則の一部を改正する規則

行政権限委任規則（昭和31年島根県規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表支庁の部9の項第1号中「第22条の8第2項」を「第60条第2項」に改め、同部19の項第1号中「第18条第4項」を「第18条第2項」に改め、同部22の項第22号中「第47条の4第1項」を「第47条の14第1項」に改め、同項第23号中「第47条の5」を「第47条の15」に改め、同部35の項第2号中「第13条第2項」を「第14条第2項」に改め、同項第3号中「第14条第1項」を「第15条第1項」に改め、同項第4号中「第14条第2項」を「第15条第2項」に改め、同項第5号中「第14条第3項」を「第15条第3項」に改め、同項第6号中「第14条第4項」を「第15条第4項」に改め、同項第7号中「第14条第5項」を「第15条第5項」に改め、同項第8号中「第15条第3項」を「第16条第3項」に改め、同項第9号中「第17条第2項」を「第18条第2項」に改め、同項第10号中「第17条第3項」を「第18条第3項」に改め、同部58の項第2号中「第39条第2項」を「第43条第2項」に改め、同項第3号中「第39条第5項」を「第43条第5項」に改める。

別表保健所の部13の項中第33号を第35号とし、第32号を第33号とし、同号の次に次の1号を加える。

(34) 第50条の4の規定による感染症指定医療機関からの届出の受理

別表保健所の部13の項中第31号を第32号とし、第27号から第30号までを1号ずつ繰り下げ、同項第26号中「第44条の7第1項」を「第44条の11第1項」に改め、同号を同項第27号とし、同項第25号の次に次の1号を加える。

- (20) 第44条の3の3の規定による感染症指定医療機関からの届出の受理  
別表保健所の部41の項中第19号を第20号とし、同号の次に次の3号を加える。
- (21) 附則第11条第1項の規定による特定既存単独処理浄化槽についての助言又は指導
- (22) 附則第11条第2項の規定による特定既存単独処理浄化槽についての勧告
- (23) 附則第11条第3項の規定による特定既存単独処理浄化槽についての措置命令  
別表保健所の部41の項中第18号を第19号とし、第17号の次に次の1号を加える。
- (18) 第12条の5第4項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による市町村が設置する浄化槽に係る設置（変更）計画の協議を受けること。  
別表保健環境科学研究所の部1の項中第7号を第8号とし、同号の次に次の1号を加える。
- (9) 第50条の3第3項の規定による検体又は病原体の受理並びに同条第4項の規定による検査の実施及び検査結果の報告  
別表保健環境科学研究所の部1の項第6号中「第44条の7第5項」を「第44条の11第5項」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号の次に次の1号を加える。
- (6) 第44条の3の2第3項の規定による検体又は病原体の受理並びに同条第4項の規定による検査の実施及び検査結果の報告  
別表児童相談所の部1の項第20号中「職員」を「児童の福祉に関する事務に従事する職員」に改め、同部2の項第3号中「へ」を削る。
- 別表農林水産振興センターの部4の項第1号中「第22条の8第2項」を「第60条第2項」に改める。
- 別表県土整備事務所の部3の項第22号中「第47条の4第1項」を「第47条の14第1項」に改め、同項第23号中「第47条の5」を「第47条の15」に改め、同部22の項第2号中「第13条第2項」を「第14条第2項」に改め、同項第3号中「第14条第1項」を「第15条第1項」に改め、同項第4号中「第14条第2項」を「第15条第2項」に改め、同項第5号中「第14条第3項」を「第15条第3項」に改め、同項第6号中「第14条第4項」を「第15条第4項」に改め、同項第7号中「第14条第5項」を「第15条第5項」に改め、同項第8号中「第15条第3項」を「第16条第3項」に改め、同項第9号中「第17条第2項」を「第18条第2項」に改め、同項第10号中「第17条第3項」を「第18条第3項」に改め、同部49の項第1号中「第18条第4項」を「第18条第2項」に改め、同部53の項第2号中「第39条第2項」を「第43条第2項」に改め、同項第3号中「第39条第5項」を「第43条第5項」に改める。
- 別表浜田河川総合開発事務所の部5の項第2号中「第39条第2項」を「第43条第2項」に改め、同項第3号中「第39条第5項」を「第43条第5項」に改める。
- 別表出雲空港管理事務所の部3の項第2号中「第39条第2項」を「第43条第2項」に改め、同項第3号中「第39条第5項」を「第43条第5項」に改める。
- 別表宍道湖流域下水道事務所の部3の項中第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。
- (1) 第42条第2項の規定により、保安規程を変更し、主務大臣に届出をすること。
- 別表宍道湖流域下水道事務所の部3の項に次の2号を加える。
- (3) 第48条第1項の規定により、主務大臣に工事の計画及びその変更の届出をすること。
- (4) 第51条の2第3項の規定により、主務大臣に確認結果の届出をすること。
- 別表宍道湖流域下水道事務所の部14の項第2号中「第39条第2項」を「第43条第2項」に改め、同項第3号中「第39条第5項」を「第43条第5項」に改める。
- 別表浜田港湾振興センターの部19の項第2号中「第39条第2項」を「第43条第2項」に改め、同項第3号中「第39条第5項」を「第43条第5項」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

### 島根県規則第33号

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

島根県事務決裁規則（昭和45年島根県規則第74号）の一部を次のように改正する。

第2条第21号中「グループリーダー」を「課長補佐」に改め、同条第23号を次のように改める。

(2) 係長 組織規則第16条第2項に規定する係長をいう。

第7条を次のように改める。

（課長補佐等及び係長の専決事項）

**第7条** 課長及び政策企画監が専決することができる事項のうち、課長補佐及び副政策企画監（以下「課長補佐等」という。）に専決させることができる事項（別表第3において「課長補佐等専決事項」という。）並びに係長に専決させることができる事項（以下この条及び別表第3において「係長専決事項」という。）は、別表第3のとおりとする。

2 係長専決事項（別表第3の中欄の第1号から第8号まで及び第17号に掲げるものに限る。）のうち、あらかじめ課長が指定した事項については、当該係に置かれる主幹（職員及び職員の職の設置に関する規則（昭和31年島根県規則第85号）別表に規定する主幹をいう。）に専決させることができる。

第11条第2項後段を削る。

別表第1第13号知事決裁事項の欄の(2)中「再任用短時間勤務職員」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」に改め、同号局長等専決事項の欄の(2)中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第27号知事決裁事項の欄の(1)中「請負等」を「請負（工事の請負を除く。）に付すこと、委託することその他労務の提供を受けること（以下「請負等」という。）」に改める。

別表第2総務部の表人事課の項第4号部長専決事項の欄の(3)中「会計年度任用職員」を「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）」に改め、同項第8号中「及び修学部分休業」を「、修学部分休業及び高齢者部分休業」に改める。

別表第2健康福祉部の表感染症対策室の項第1号部長専決事項の欄の(2)中「第15条第17項」を「第15条第16項」に改め、同欄中(6)を(9)とし、(5)を(7)とし、その次に次のように加える。

(8) 法第51条の2第2項の規定により、厚生労働大臣に対し、新感染症のまん延を防止するために必要な措置に関する総合調整を要請すること。

別表第2健康福祉部の表感染症対策室の項第1号部長専決事項の欄の(4)の次に次のように加える。

(5) 法第44条の5第2項の規定により、厚生労働大臣に対し、新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するために必要な措置に関する総合調整を要請すること。

(6) 法第44条の5第3項の規定により、新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するために必要な措置に関する総合調整に関し厚生労働大臣に意見を申し出ること。

別表第2健康福祉部の表感染症対策室の項第1号部長専決事項の欄に次のように加える。

(10) 法第63条の3第1項の規定により、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な措置に関する総合調整を行うこと。

(11) 法第63条の3第2項の規定により、保健所設置市等の長からの要請に基づき、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な措置に関する総合調整を行うこと。

(12) 法第63条の4の規定により、保健所設置市等の長に対し、入院の勧告又は入院の措置に関し必要な指示をすること。

別表第2農林水産部の表農林水産総務課の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第

3号とし、第5号から第7号までを削り、同項の次に次の1項を加える。

農山漁村振興課	1 稲、麦類及び大豆の種子生産に関する事務	(1) 稲、麦類及び大豆の種子生産に係るほ場審査及び生産物審査を行う技術職員を任免すること。
	2 献穀に関する事務	(1) 献穀者を決定すること。
	3 地力増進法（昭和59年法律第34号）の施行に関する事務	(1) 法第4条の規定により、地力増進地域を指定し、又はその指定を解除すること。 (2) 法第6条の規定により、地力増進対策指針を定め、又は変更すること。
	4 肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）の施行に関する事務	(1) 法第31条第2項の規定により、肥料の譲渡若しくは引渡しを制限し、若しくは禁止し、又は肥料の登録を取り消すこと。 (2) 法第35条第1項の規定により、適用除外の肥料を指定すること。
	5 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）の施行に関する事務	(1) 法第3条第1項の規定により、農用地土壌汚染対策地域を指定すること。 (2) 法第4条第1項の規定により、農用地土壌汚染対策地域の区域を変更し、又はその指定を解除すること。 (3) 法第5条第1項の規定により、農用地土壌汚染対策計画を定めること。 (4) 法第6条第1項の規定により、農用地土壌汚染対策計画を変更すること。
	6 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）の施行に関する事務	(1) 法第9条第1項の規定により、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすること。 (2) 法第9条第2項の規定により、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
	7 農産物検査法（昭和26年法律第144号）の施行に関する事務	(1) 法第22条の規定により、地域登録機関に対し、必要な適合措置をとるべきことを命ずること。 (2) 法第23条の規定により、地域登録機関に対し、必要な改善措置をとるべきことを命ずること。

		(3) 法第24条の規定により、地域登録機関の登録の取消し、又は業務の停止を命ずること。
8	中山間地域等直接支払事業に関する事務	(1) 中山間地域等直接支払事業の特認基準を策定すること。
9	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）の施行に関する事務	<p>(1) 法第4条第1項又は第4項の規定により、鳥獣保護管理事業計画を定め、又はこれを変更すること。</p> <p>(2) 法第7条第1項又は第5項の規定により、第一種特定鳥獣保護計画を定め、又はこれを変更すること。</p> <p>(3) 法第7条の2第1項又は第3項において準用する法第7条第5項の規定により、第二種特定鳥獣管理計画を定め、又はこれを変更すること。</p> <p>(4) 法第12条第2項の規定により、対象狩猟鳥獣の捕獲等を禁止し、又は制限すること。</p> <p>(5) 法第12条第3項の規定により、対象狩猟鳥獣の捕獲等につきあらかじめ承認を受けるべき旨の制限をすること。</p> <p>(6) 法第14条第2項の規定により、狩猟期間を延長すること。</p> <p>(7) 法第14条第3項の規定により、法第12条第1項の規定による禁止又は制限の全部又は一部を解除すること。</p> <p>(8) 法第15条第1項の規定により、指定猟法禁止区域を指定すること。</p> <p>(9) 法第28条第1項又は第3項の規定により、鳥獣保護区を指定し、又はこれを変更すること。</p> <p>(10) 法第29条第1項又は第4項の規定により、特別鳥獣保護地区を指定し、又はこれを変更すること。</p>
10	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止	(1) 法第4条第5項の規定により、被害防止計画について、市町村と

	のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）の施行に関する事務		協議すること（同項後段の規定により、許可権限委譲事項について同意することを含む。）。
	11 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）の施行に関する事務		(1) 法第4条第8項の規定により、農林業等活性化基盤整備計画の作成又は変更に同意すること。 (2) 法第8条第6項の規定により、所有権移転等促進計画を承認すること。

別表第2 農林水産部の表農畜産課の項中「農畜産課」を「畜産課」に改め、第1号から第7号までを削り、第8号を第1号とし、第9号から第19号までを7号ずつ繰り上げ、同表農村整備課の項に次の1号を加える。

4 海岸法（昭和31年法律第101号）の施行に関する事務		<p>(1) 法第2条の3第1項の規定により、海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本計画を定め、又は同条第7項の規定により、これを変更すること。</p> <p>(2) 法第3条第1項又は第2項の規定により、海岸保全区域を指定すること。</p> <p>(3) 法第5条第2項の規定により、市町村の長が管理する海岸保全区域を指定すること。</p> <p>(4) 法第5条第6項の規定により、市町村の長が当該市町村の区域に存する海岸保全区域の管理の一部を行うことについて、市町村長からの協議を受けること。</p> <p>(5) 法第8条の2第1項の規定により、海岸保全区域を指定すること。</p> <p>(6) 法第8条の2第1項第3号の規定により、海岸保全区域へ入れ、又は放置することを禁止する物件を指定すること。</p> <p>(7) 法第19条第4項の規定により、収用委員会に裁決を申請すること。</p> <p>(8) 法第27条第2項の規定により、海岸保全施設の新設又は改良に関する工事の施行について主務大臣</p>
------------------------------	--	---

に協議し、その同意を得ること。
-----------------

別表第2農林水産部の表農地整備課の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

別表第2土木部の表用地対策課の項に次の1号を加える。

7 宅地造成等規制法 (昭和36年法律第191号)の施行に関する事務	(1) 法第3条第1項の規定により、宅地造成工事規制区域を指定すること。
---------------------------------------	--------------------------------------

別表第2土木部の表砂防課の項第4号部長専決事項の欄中(5)を(8)とし、(4)を(7)とし、(3)を(5)とし、その次に次のように加える。

(6) 法第9条第3項の規定により、関係のある市町村の長の意見を聴くこと。

別表第2土木部の表砂防課の項第4号部長専決事項の欄中(2)を(4)とし、その前に次のように加える。

(3) 法第7条第3項の規定により、関係のある市町村の長の意見を聴くこと。

別表第2土木部の表砂防課の項第4号部長専決事項の欄中(1)を(2)とし、その前に次のように加える。

(1) 法第4条第2項の規定により、基礎調査の結果を関係のある市町村の長に通知すること。

別表第2土木部の表都市計画課の項第8号を削る。

別表第3を次のように改める。

### 別表第3 (第7条関係)

#### 課長補佐等専決事項・係長専決事項

課長補佐等専決事項	係長専決事項 (職員の給与に関する条例第3条第1項第1号に規定する行政職給料表の職務の級4級、同項第4号に規定する研究職給料表の職務の級3級、同項第5号アに規定する医療職給料表(1)の職務の級3級及び同号イに規定する医療職給料表(2)の職務の級5級に属する係長並びに同号ウに規定する医療職給料表(3)の職務の級4級に属する係長(困難な業務を所掌する係長に限る。)に係るものに限る。)	係長専決事項 (中欄に規定する係長に係るものを除く。)
1 軽易又は定例的な資料、刊行物等を作成し、収集し、又は配布すること。	1 軽易又は定例的な資料、刊行物等を作成し、収集し、又は配布すること。	1 軽易又は定例的な資料、刊行物等を作成し、収集し、又は配布すること。
2 軽易又は定例的な通達、通知、進達、報告等を行うこと。	2 軽易又は定例的な通達、通知、進達、報告等を行うこと。	2 軽易又は定例的な通達、通知、進達、報告等を行うこと。
3 軽易又は定例的な照会及び回答を行うこと。	3 軽易又は定例的な照会及び回答を行うこと。	3 軽易又は定例的な照会及び回答を行うこと。
4 軽易又は定例的な届出書、報告書等を受理すること。	4 軽易又は定例的な届出書、報告書等を受理すること。	4 軽易又は定例的な届出書、報告書等を受理すること。
5 軽易又は定例的な事項の証明を行うこと。	5 軽易又は定例的な事項の証明を行うこと。	5 軽易又は定例的な事項の証明を行うこと。

6 許可書、免許書、証明書等の再交付又は書換え交付を行うこと。	6 許可書、免許書、証明書等の再交付又は書換え交付を行うこと。	6 許可書、免許書、証明書等の再交付又は書換え交付を行うこと。
7 台帳、図書等を閲覧させること。	7 台帳、図書等を閲覧させること。	7 台帳、図書等を閲覧させること。
8 その他前各号に準ずる軽易又は定例的な事務を処理すること。	8 その他前各号に準ずる軽易又は定例的な事務を処理すること。	8 その他前各号に準ずる軽易又は定例的な事務を処理すること。
9 予算を令達し、及び配当替えを行うこと。	9 予算を令達し、及び配当替えを行うこと。	9 予算を令達し、及び配当替えを行うこと。
10 1件300万円未満の物品を購入し、又は請負等を決定すること及びこれらに伴う契約に関すること。	10 1件10万円未満の物品を購入し、又は請負等を決定すること及びこれらに伴う契約に関すること。	10 1件10万円未満の物品を購入し、又は請負等を決定すること及びこれらに伴う契約に関すること。
11 1件10万円未満の物件等の借入れを決定すること。	11 1件10万円未満の物件等の借入れを決定すること。	11 1件10万円未満の物件等の借入れを決定すること。
12 出納機関に対し、支出負担行為の確認を求め、及び支出の命令をすること（島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第2条第11号に規定する財務会計システムの電子決裁を使用して行うものに限る。）。	12 出納機関に対し、支出負担行為の確認を求め、及び支出の命令をすること（島根県会計規則第2条第11号に規定する財務会計システムの電子決裁を使用して行うものに限る。）。	12 出納機関に対し、支出負担行為の確認を求め、及び支出の命令をすること（島根県会計規則第2条第11号に規定する財務会計システムの電子決裁を使用して行うものに限る。）。
13 1件300万円未満の収入の調定及び納入の通知をすること並びに出納機関に対し当該収入の調定について通知すること。	13 1件10万円未満の収入の調定及び納入の通知をすること並びに出納機関に対し当該収入の調定について通知すること。	13 1件10万円未満の収入の調定及び納入の通知をすること並びに出納機関に対し当該収入の調定について通知すること。
14 職員（第2条第8号から第22号までに規定する職員及び別に定める職にある者を除く。次号及び第16号において同じ。）の旅行を命じ、及び復命を受けること。	14 職員（第2条第8号から第23号までに規定する職員及び別に定める職にある者を除く。次号及び第16号において同じ。）の旅行を命じ、及び復命を受けること。	14 前各号に定めるもののほか、あらかじめ課長又は政策企画監が指定した事項であって、総務部長に届け出た事項
15 職員の休暇を承認し、欠勤届を受理し、職務に専念する義務を免除し、勤務時間の割振り（定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員に係るものに限る。）をし、勤務時間の割振りを変更し、部分休業を承認し、又は特別の勤務に従事する職員の週休日及び勤務時間の割振りを行うこと。	15 職員の休暇を承認し、欠勤届を受理し、職務に専念する義務を免除し、勤務時間の割振り（定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員に係るものに限る。）をし、勤務時間の割振りを変更し、部分休業を承認し、又は特別の勤務に従事する職員の週休日及び勤務時間の割振りを行うこと。	
16 職員の休日及び時間外の勤務を命じ、又は代休日及び時間外勤務代休時間を指定すること。	16 職員の休日及び時間外の勤務を命じ、又は代休日及び時間外勤務代休時間を指定すること。	
	17 前各号に定めるもののほか、あ	

17 前各号に定めるもののほか、あらかじめ課長又は政策企画監が指 定した事項であって、総務部長に 届け出た事項	あらかじめ課長又は政策企画監が指 定した事項であって、総務部長に 届け出た事項
---	---

備考 この表の左欄に掲げる事項と同表の中欄又は右欄に掲げる事項とが競合している場合は、同表の中欄又は右欄に掲げるところによる。

別表第4第3号中「島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改め、同表第8号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

別表第5支庁及び県民センターの項第1号地方機関の長専決事項の欄の(1)中「島根県観光総合支援事業」を「魅力ある観光地域づくり支援事業」に改め、同項第3号地方機関の長専決事項の欄の(2)中「第4条第3項（同条第12項）」を「第4条第5項（同条第15項）」に改め、同欄の(3)中「第4条第8項（同条第12項）」を「第4条第11項（同条第15項）」に改め、同表中山間地域研究センターの項に次の1号を加える。

2 島根県立ふるさとの森条例（平成5年島根県条例第17号）及び島根県立ふるさとの森条例施行規則（平成5年島根県規則第49号）の施行に関する事務	(1) 条例第9条の規定により、県民の森（条例第2条第2項に規定する県民の森をいう。以下この号において同じ。）における制限行為の許可をすること。 (2) 規則第11条の規定により、県民の森の施設又は設備を損壊し、又は滅失した旨の届出を受理し、必要な指示をすること。
---	---

別表第5支庁及び農林水産振興センターの項第22号地方機関の長専決事項の欄の(1)中「第19条の7第3項」を「第19条の6第3項」に、「森林施業計画」を「森林経営計画」に改め、同欄の(2)及び(3)中「森林施業計画」を「森林経営計画」に改め、同表支庁及び県土整備事務所の項第10号地方機関の長専決事項の欄中(15)を(16)とし、(3)から(14)までを(4)から(15)までとし、(2)の次に次のように加える。

(3) 条例第3条ただし書の規定により、空港の運用時間を変更すること。

別表第5支庁及び県土整備事務所の項第19号地方機関の長専決事項の欄中(6)を(13)とし、(2)から(5)までを(9)から(12)までとし、(1)の次に次のように加える。

(2) 法第12条第1項及び第2項の規定により、建築主から提出された建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性を判定すること（床面積の合計が2,000平方メートル未満の建築物に限る。）。

(3) 法第12条第3項から第5項までの規定により、判定の結果、判定の結果を記載した通知書を交付する期間を延長する旨等又は建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができない正当な理由がある旨等を記載した通知書を提出者に交付すること（床面積の合計が2,000平方メートル未満の建築物に限る。）。

(4) 法第13条第2項及び第3項の規定により、国等の機関の長から通知された建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性を判定すること（床面積の合計が2,000平方メートル未満の建築物に限る。）。

(5) 法第13条第4項から第6項までの規定により、判定の結果、判定の結果を記載した通知書を交付する期間を延長する旨等又は建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができない正当な理由がある旨等を記載した通知書を国等の機関の長に交付すること（床面積の合計が2,000平方メートル未満の建築物に限る。）。

(6) 法第16条第1項の規定により、提出者に対し、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更その他必要な措置をとるべきことを指示すること（床面積の合計が2,000平方メートル未満の建築物に限る。）。

(7) 法第16条第3項の規定により、国等の機関の長に対し、特定建築物のエネルギー消費性能の確保のためとるべき措置について協議を求めること（床面積の合計が2,000平方メートル未満の建築物に限る。）。

(8) 法第17条第1項の規定により、建築主等に対し、特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告させ、又は職員に特定建築物等に立ち入り、特定建築物等を検査させること（床面積の合計が2,000平

方メートル未満の建築物に限る。)

別表第5出雲空港管理事務所の項第1号地方機関の長専決事項の欄中(15)を(16)とし、(3)から(14)までを(4)から(15)までとし、(2)の次に次のように加える。

(3) 条例第3条ただし書の規定により、空港の運用時間を変更すること。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

2 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年島根県条例第30号）附則第31項に規定する暫定再任用短時間勤務職員をいう。）は、この規則による改正後の島根県事務決裁規則別表第1第13号知事決裁事項の欄の(2)に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同規則の規定を適用する。

島根県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 島根県規則第34号

島根県行政組織規則の一部を改正する規則

島根県行政組織規則（平成18年島根県規則第17号）の一部を次のように改正する。

目次中「第25条」の次に「・第25条の2」を加える。

第12条第1項の表農林水産部の項中「農林水産総務課」の次に「、農山漁村振興課」を加え、「農畜産課」を「畜産課」に改め、同条第5項の表広聴広報課の項の次に次のように加える。

統計調査課	統計利用推進室
-------	---------

第12条第5項の表総務課の項中「文書管理室」を「情報公開室」に改め、同表原子力安全対策課の項中「原子力環境センター」を「原子力立地対策室」に改め、同表スポーツ振興課の項中「国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会準備室」を「競技力向上推進室、島根かみあり国スポ・全スポ準備室」に改め、同表農林水産総務課の項中「農山漁村振興室、鳥獣対策室、」を削り、同項の次に次のように加える。

農山漁村振興課	鳥獣対策室
---------	-------

第12条第5項の表農畜産課の項中「農畜産課」を「畜産課」に改め、「畜産室、」を削り、同表産業振興課の項中「情報産業振興室」を「産業デジタル推進室」に改め、同条第7項中「農畜産課」を「畜産課」に改め、同条第9項中「グループ」を「係」に改め、「スタッフ」の次に「（スタッフに相当するものを含む。以下同じ。）」を加える。

第13条第1項第4号中「予算経理」を「予算管理」に改める。

第14条第1項の表政策企画局の部統計調査課の項を次のように改める。

統計調査課

- (1) 統計調査及び統計の公表に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 統計の分析に関すること。
- (3) 統計事務の指導及び調整に関すること。
- (4) 統計の利用推進に関すること（統計利用推進室）。
- (5) 統計資料の整備及び刊行に関すること（統計利用推進室）。

第14条第1項の表総務部の部総務課の項中第10号を削り、同項第9号中「文書管理室」を「情報公開室」に改め、同号を同項第10号とし、同項第8号中「文書管理室」を「情報公開室」に改め、同号を同項第9号とし、同項中第7号を第8

号とし、第1号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 公文書及び公印の管理に関する事。

第14条第1項の表総務部の部総務課の項第11号中「文書管理室」を「情報公開室」に改め、同部人事課の項第26号中「島根イン青山」を「コラム南青山の底地」に改め、同部営繕課の項第2号中「病院局」を「病院局等」に改め、同部情報システム推進課の項第2号中「業務システム」を「業務・システム」に改め、同表防災部の部原子力安全対策課の項中第3号を削り、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 原子力発電所に係る環境放射能等の常時監視及び広報に関する事。

第14条第1項の表防災部の部原子力安全対策課の項第4号を次のように改める。

- (4) 電源立地対策に関する事（原子力立地対策室）。

第14条第1項の表防災部の部原子力安全対策課の項に次の1号を加える。

- (5) 原子力環境センターに関する事。

第14条第1項の表地域振興部の部地域政策課の項第1号中「。第3号及び第5号において同じ」を削り、同項中第2号から第5号までを削り、第6号を第2号とし、第7号から第9号までを4号ずつ繰り上げ、同表環境生活部の部スポーツ振興課の項第3号中「こと」の次に「（競技力向上推進室）」を加え、同項第8号中「国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会準備室」を「島根かみあり国スポ・全スポ準備室」に改め、同部環境政策課の項中第15号を第16号とし、第5号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、同項第4号中「環境保全思想の普及啓発」を「環境保全意識の啓発」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 再生可能エネルギーの利活用の推進に関する事。

第14条第1項の表農林水産部の部農林水産総務課の項中第2号から第6号までを削り、第7号を第2号とし、第8号から第13号までを5号ずつ繰り上げ、同項の次に次のように加える。

#### 農山漁村振興課

- (1) 耕畜連携による堆肥・飼料の自給対策に関する事。
- (2) 農山漁村の担い手不在集落対策に関する事。
- (3) 日本型直払制度（中山間地域等直接支払事業及び多面的機能支払事業）に関する事。
- (4) 主要農作物等の生産計画及び流通に関する事。
- (5) 経営所得安定対策の推進及び米の需給調整に関する事。
- (6) 農作物の種苗に関する事。
- (7) 農作物の病害虫の防除及び農薬に関する事。
- (8) 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する事。
- (9) 農業気象及び農業復旧対策に関する事。
- (10) 農業機械に関する事。
- (11) 肥料の品質確保及び適正な使用に関する事。
- (12) 病害虫防除所に関する事。
- (13) 農産物検査に関する事。
- (14) 野生鳥獣の保護管理に関する事（鳥獣対策室）。
- (15) 狩猟に関する事（鳥獣対策室）。
- (16) 野生鳥獣による農林作物等への被害防止対策に関する事（他課の所掌に属するものを除く。）（鳥獣対策室）。

第14条第1項の表農林水産部の部産地支援課の項第1号中「農畜産課」を「農山漁村振興課」に改め、同項中第10号を第11号とし、第3号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 環境にやさしい農業の推進に関する事。

第14条第1項の表農林水産部の部農畜産課の項を次のように改める。

## 畜産課

- (1) 畜産特別対策資金に関すること。
- (2) 家畜市場及び家畜商に関すること。
- (3) 株式会社島根県食肉公社に関すること。
- (4) 畜産技術センターに関すること。
- (5) 畜産物の生産計画、奨励及び流通に関すること。
- (6) 家畜の改良増殖に関すること。
- (7) 家畜の飼料対策に関すること。
- (8) 家畜排せつ物の管理に関すること。
- (9) 家畜保健衛生所に関すること。
- (10) 家畜の伝染病予防及び衛生に関すること。
- (11) 動物薬事に関すること。
- (12) 獣医師、家畜人工授精師等に関すること。
- (13) 畜産物の安全性の確保に関すること。
- (14) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関すること。
- (15) 土地改良財産（畜産業に係るものに限る。）の管理及び処理に関すること。
- (16) 土地改良事業（畜産業に係るものに限る。）の実施及び指導に関すること。
- (17) 家畜疾病の病性鑑定及び試験研究に関すること（家畜病性鑑定室）。
- (18) 畜産公害の検査に関すること（家畜病性鑑定室）。
- (19) 死亡牛の牛海綿状脳症検査に関すること（家畜病性鑑定室）。

第14条第1項の表農林水産部の部農村整備課の項第4号及び第8号中「農畜産課」を「畜産課」に改め、同項に次の1号を加える。

- (10) 海岸保全区域内の事業の実施、指導及び管理に関すること。

第14条第1項の表農林水産部の部農地整備課の項第1号中「農道整備事業、」を削り、同項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同項第7号中「防災重点農業用ため池に係る防災工場等の推進に関する特別措置法（平成2年法律第56号）」を「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和2年法律第56号）」に改め、同号を同項第6号とし、同項中第8号を第7号とし、第9号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同表商工労働部の部産業振興課の項第2号中「情報産業振興室」を「産業デジタル推進室」に改め、同項中第10号を第11号とし、第3号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 産業のデジタル化の推進に関すること（産業デジタル推進室）。

第14条第1項の表土木部の部用地対策課の項に次の1号を加える。

- (15) 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）の施行に関すること。

第14条第1項の表土木部の部河川課の項中第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

- (12) 江の川及びその支川の治水対策の推進に関すること。

第14条第1項の表土木部の部都市計画課の項中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号から第14号までを1号ずつ繰り上げ、同表出納局の部会計課の項に次の1号を加える。

- (6) 財務会計システムの開発に関すること。

第15条（見出しを含む。）中「グループ」を「係」に改める。

第16条第1項の表課の項からセンターの項までを次のように改める。

課	課長	上司の命を受け、課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	課長補佐	課長を補佐する。

室	室長	上司の命を受け、室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	課長補佐	室長を補佐する。
センター	センター長	上司の命を受け、センターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	課長補佐	センター長を補佐する。

第16条第2項の表グループの項を次のように改める。

係	係長	上司の命を受け、係の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
---	----	-------------------------------

第17条の表防災部の主管に属する機関の部に次のように加える。

原子力環境センター

第20条中「、プロジェクトチーム」を削り、「課に」を「課又は科に」に改める。

第21条第2項の表農林水産局の部水産部の項中「漁港課」の次に「、島前漁港課」を加え、同条第4項中「支庁農林水産局及び」及び「出張所、」を削り、同項の表隠岐支庁農林水産局水産部島前出張所の項を削り、同条第8項中「、出張所」を削り、同項の表県民局の部建築部の項第2号中「島根県支部」を「島根県支部等」に改め、同表農林水産局の部水産部の項を次のように改める。

水産部

- (1) 水産業協同組合等に関する事。
- (2) 水産金融に関する事。
- (3) 港勢調査に関する事。
- (4) 漁業の免許及び許可に関する事。
- (5) 漁船に関する事。
- (6) 遊漁船業に関する事。
- (7) 漁業の調整及び取締りに関する事。
- (8) 漁場の利用調整に関する事。
- (9) 漁場環境の保全及び漁業被害対策に関する事。
- (10) 栽培漁業の推進及び振興に関する事。
- (11) 栽培漁業センターに関する事。
- (12) 水産業の改良普及に関する事。
- (13) 水産業の担い手に関する事。
- (14) 漁業経営構造改善に関する事。
- (15) 水産物の生産、加工及び流通に関する事。
- (16) 水産関係の補助金及び交付金に関する事。
- (17) 隠岐海区漁業調整委員会に関する事。
- (18) 漁場の整備事業に関する事。
- (19) 漁港及び海岸保全区域（漁港に係るものに限る。）の管理及び工事の執行に関する事。
- (20) 漁港関連道工事の執行に関する事。
- (21) 漁港の災害復旧工事（関連工事を含む。）の執行に関する事。
- (22) 漁港関係市町村工事の指導及び監督に関する事。
- (23) 離島漁業再生支援交付金事業に関する事。

第21条第8項の表県土整備局の部土木工務部の項第1号中「第4号及び第5号」を「第5号及び第6号」に改め、同項

第9号中「第7号」を「第8号」に改め、同号を同項第10号とし、同項中第8号を第9号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 空港の工事の執行に関すること。

第21条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 支庁農林水産局水産部島前漁港課は、隠岐郡西ノ島町に置く。

第22条第4項を次のように改める。

4 次の表の左欄に掲げる事務所に、それぞれ同表の中欄に掲げる部を置き、同表の左欄に掲げる事務所又は同表の中欄に掲げる部にそれぞれ同表の右欄に掲げる課又はスタッフを置く。

事務所	部	課又はスタッフ
東部県民センター雲南事務所		総務課、納税課
	建築部	建築課
東部県民センター出雲事務所		総務課、納税課、不動産・自動車課税課
	建築部	建築課、施設管理課
西部県民センター県央事務所		総務課、納税課、石東地域振興課、建築課、川本駐在スタッフ
西部県民センター益田事務所		総務課、納税課、石西地域振興課、建築課

第22条第6項の表建築部の項第2号及び同表事務所の項第17号中「島根県支部」を「島根県支部等」に改める。

第4章第4節中第25条の次に次の1条を加える。

(原子力環境センター)

**第25条の2** 原子力発電所に係る環境放射能等の調査及び研究を行うため、原子力環境センターを設置する。

2 原子力環境センターに測定分析課及び監視情報課を置く。

3 原子力環境センターの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 原子力発電所に係る環境放射能等の常時監視、調査研究及びその広報に関すること。
- (2) 緊急時の環境放射能等の調査解析研究に関すること。

第46条第2項の表東部農林水産振興センターの項中「水産課、漁港課、技術調整スタッフ」を「漁港管理スタッフ、水産課、漁港課、技術管理スタッフ」に改め、同条第7項の表総務企画部の項中第13号から第20号までを削り、第21号を第13号とし、同表水産部の項中第21号を第29号とし、第1号から第20号までを8号ずつ繰り下げ、同項に第1号から第8号までとして次の8号を加える。

- (1) 水産関係の工事に係る入札及び契約に関すること。
- (2) 漁港及び海岸保全区域（漁港に係るものに限る。）の管理に関すること。
- (3) 農林水産省所管の国有海浜地等（漁港に係るものに限る。）の管理及び処分に関すること。
- (4) 漁港事業等に伴う用地等の取得及び補償に関すること。
- (5) 漁港事業等に係る土地等の登記に関すること。
- (6) 公有水面の埋立てに関すること（漁港に係るものに限る。）。
- (7) 砂利採取計画の認可に関すること（漁港に係るものに限る。）。
- (8) 漁港施設用地の利用計画に関すること。

第47条第3項の表技術普及部の項中「農村振興スタッフ、」を削る。

第61条第2項を次のように改める。

2 産業技術センターに、次の表の左欄に掲げる部を置き、産業技術センター又は同欄に掲げる部にそれぞれ同表の右欄に掲げる課、科又はスタッフを置く。

部	課、科又はスタッフ
	総務課、企画調整スタッフ、産学官連携スタッフ
技術第一部	木質材料科、有機材料科、無機材料・化学科、生物応用科

技術第二部	金属技術科、生産技術科、機械技術科
技術第三部	電子・電気技術科、情報技術・デザイン科

第61条第4項中「農林水産素材加工科」を「有機材料・化学科」に改め、同条第5項第1号を次のように改める。

(1) 木質材料に関する調査、研究開発、試験、技術相談及び指導に関すること。

第61条第5項第2号及び第3号中「試験」の次に「、技術相談」を加え、同項第4号中「廃棄物の処理及びリサイクル、環境配慮型エネルギーの利用その他の環境技術並びに」を「環境技術及び」に改め、「試験」の次に「、技術相談」を加え、同項第5号中「試験」の次に「、技術相談」を加え、同項中第9号及び第10号を削り、第11号を第12号とし、同項第8号中「試験」の次に「、技術相談」を加え、同号を同項第11号とし、同項第7号中「試験」の次に「、技術相談」を加え、同号を同項第10号とし、同号の前に次の2号を加える。

(8) 機械・金属加工等の生産技術に関する調査、研究開発、試験、技術相談及び指導に関すること。

(9) 機械設計に関する調査、研究開発、試験、技術相談及び指導に関すること。

第61条第5項第6号中「機械金属加工等の生産技術」を「金属材料」に改め、「試験」の次に「、技術相談」を加え、同号を同項第7号とし、同項第5号の次に次の1号を加える。

(6) 農林水産物その他の食品の加工技術及び製造管理に関する調査、研究開発、試験、技術相談及び指導に関すること。

第64条第2項中「部を」を「部又は室を」に、「又は同表」を「、同表」に、「部に」を「部又は室に」に改め、同項の表県土整備事務所の部中「部」を「部又は室」に改め、同表松江県土整備事務所の部維持管理部の項中「管理課」を「管理第一課、管理第二課」に改め、同部中

「

	松江北道路建設スタッフ	を
--	-------------	---

」

「

松江北道路建設室	工務課	に改め、同表雲南県土
----------	-----	------------

」

整備事務所の部土木工務部の項中「災害工務第一課、災害工務第二課」を「土木工務第三課、災害工務課」に改め、同条第7項中「管理所及び」を「管理所、室及び」に改め、同項の表土木工務部の項各号列記以外の部分を次のように改める。

土木工務部（松江県土整備事務所にあつては第5号及び第9号に規定する事務を、雲南県土整備事務所にあつては第4号、第5号、第6号及び第9号に規定する事務を、県央県土整備事務所にあつては第2号、第4号、第5号、第6号、第8号及び第9号に規定する事務を、浜田県土整備事務所にあつては第4号及び第5号に規定する事務並びに第6号、第10号及び第11号に規定する事務のうち国土交通省港湾局所管に係るものを除く。）

第64条の表第7項の表土木工務部の項第1号中「第5号及び第6号」を「第6号及び第7号」に改め、同項第11号中「第9号」を「第10号」に改め、同号を同項第12号とし、同項中第10号を第11号とし、第5号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 空港の工事の執行に関すること。

第64条第7項の表松江北道路建設スタッフの項を次のように改める。

松江北道路建設室

松江北道路の工事の執行に関すること。

第65条第3項中「及び同欄」を「又は同欄」に改め、「掲げる課」の次に「又はスタッフ」を加え、同項の表を次のように改める。

部	課又はスタッフ
	総務スタッフ

工務部	波積ダム建設課、矢原川ダム建設課、ダム道路課
-----	------------------------

第66条第3項中「業務課」の次に「、工務課」を加える。

第68条第2項中「港湾振興課及び管理課」を「業務課及び工務課」に改める。

第69条第2項の表中

産業技術センター
----------

を

産業技術センター
----------

に改める。

消費者センター
---------

第71条第1項の表法律によるものの部島根県立美術館協議会の項中「第20条第2項」を「第23条第2項」に改め、同表  
 条例によるものの部中

島根県情報公開審査会	島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号）第20条第1項並びに島根県公文書等の管理に関する条例第23条第1項及び第27条第2項の規定により諮問された事項についての審議並びに情報公開制度及び公文書等の管理に関する重要な事項についての答申及び建議に関する事務
島根県個人情報保護審査会	島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号）第34条第1項の規定により諮問された事項についての審議並びに個人情報保護制度に関する重要な事項についての答申及び建議に関する事務

を

島根県情報公開・個人情報保護審査会	島根県情報公開・個人情報保護審査会条例（令和4年島根県条例第42号）第3条の規定に基づく調査審議等に関する事務
-------------------	---

に改め、同部島根県原子力発電調査

委員会の項中「地域政策課」を「原子力安全対策課」に改め、同部島根県子ども・子育て支援推進会議の項中「第77条第4項」を「第72条第4項」に改め、同部島根県蜜蜂転飼調整審議会の項中「農畜産課」を「畜産課」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。